なお、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、沖縄総合事務局長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

競争参加者の資格に関する公示

令和04・05・06年度において別記１に掲げる各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

本資格は、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に申請書を提出すれば、その資格は別記２に掲げる競争参加地域のうち、希望する地域（複数選択可）ごとに所在する別記１に掲げる各省各庁の全調達機関において有効な統一資格となるものです。

なお、既に有効期間を令和７年３月31日までとする資格を有する者は、この公示するところによる申請は必要ありません。

令和４年３月31日

衆議院庶務部会計課長
参議院庶務部会計課長
国立国会図書館総務部会計課長
最高裁判所事務総局経理局長
会計検査院事務総長官房会計課長
内閣府大臣官房会計課長
デジタル庁会計担当参事官
復興庁会計担当参事官
総務省大臣官房会計課長
法務省大臣官房会計課長
外務省大臣官房会計課長
財務省大臣官房会計課長
文部科学省大臣官房会計課長
厚生労働省大臣官房会計課長
農林水産省大臣官房参事官（経理）
経済産業省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房会計課長
環境省大臣官房会計課長
防衛省大臣官房会計課長

◎調達機関番号　001、002、003、004、005、006、007、008、009、010、011、012、013、014、015、016、017、018、019、020、021、022、023、024、025、026、027

◎所在地番号　13

１　資格の種類及び調達する物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は、次のとおりとする。

⑴　物品の製造　①衣服・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫船舶類　⑬燃料類　⑭家具・什器類　⑮一般・産業用機器類　⑯電気・通信用機器類　⑰電子計算機類　⑱精密機器類　⑲医療用機器類　⑳事務用機器類　㉑その他機器類　㉒医薬品・医療用品類　㉓事務用品類　㉔土木・建設・建築材料　㉕警察用装備品類　㉖防衛用装備品類　㉗その他

⑵　物品の販売　①衣服・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫船舶類　⑬燃料類　⑭家具・什器類　⑮一般・産業用機器類　⑯電気・通信用機器類　⑰電子計算機類　⑱精密機器類　⑲医療用機器類　⑳事務用機器類　㉑その他機器類　㉒医薬品・医療用品類　㉓事務用品類　㉔土木・建設・建築材料　㉕警察用装備品類　㉖防衛用装備品類　㉗その他

⑶　役務の提供等　①広告・宣伝　②写真・製図　③調査・研究　④情報処理　⑤翻訳・通訳・速記　⑥ソフトウェア開発　⑦会場等の借り上げ　⑧賃貸借　⑨建物管理等各種保守管理　⑩運送　⑪車両整備　⑫船舶整備　⑬電子出版　⑭防衛用装備品類の整備　⑮その他

⑷　物品の買受け　①立木竹（ただし、国有林野事業で行う林産物の買受けを除く。）　②その他

２　資格審査の受付期間

令和04・05・06年度全省庁統一資格の資格審査の受付は、令和７年３月７日まで随時申請により行う。

なお、「資格審査結果通知書」の有効開始年月日は、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申請すること。

３　競争参加資格の申請

⑴　インターネットの場合

ア　申請の方法　別記３に掲げるウェブサイトにアクセスし、必要事項を入力の上、次の添付書類を送信すること。送信先の受付機関での受付完了後、申請内容確認のメールが、登録したメールアドレスあて送信される。

なお、添付書類は、申請内容確認のメールに記載された受付機関あて郵送（書留郵便）等することもできる。

㋐　登記事項証明書の写し（法人の場合）

㋑　財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

㋒　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書の写し（電子納税証明書を含む。）（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３とする。）

Ａ　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

Ｂ　法人税（法人の場合）

Ｃ　所得税（個人の場合）

⑵　持参又は郵送等の場合

ア　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」（以下「申請書」という。）は、別記３に掲げるウェブサイトにアクセスし、申請書を出力する。また、競争参加資格を得ようとする者は、別表に掲げる申請場所において、無料で申請書を入手することもできる。

なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とする。

イ　申請書の提出方法　申請書に本公示３⑴に掲げる書類を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に提出すること。

持参の場合の受付時間は、土日休日を除く10時から16時（執務時間内に限る。）とする。郵送（書留郵便）等も可。

⑶　申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。